

### 国津の杜の行事

園はぐくみ工房あらざき ☎62-6920

**陶芸教室 小物入れをつくろう!**  
自由なカタチで作りましょう!  
日時 1月30日(日) 午前10時~正午  
講師 角谷 真人さん  
定員 10人 参加費 2,200円

**コーンスターチ粘土教室**  
うさぎのおひな様を作りましょう!  
日時 1月30日(日)  
午前10時~正午  
講師 武田 裕子さん  
定員 10人 台の大きさ  
参加費 1,700円 16cm×5.5cm  
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

持ち物 作業しやすい服装、エプロン、手拭きタオル  
申込 1月17日(日)から24日(日)までに電話で問い合わせ先へ ※先着順。参加者が少ない場合は中止

### 講演会「名張市史第1巻資料編考古を読む」(第2回)を開催します

園 総務室市史編さん担当 ☎64-2249

日時 1月19日(日) 午後6時30分~8時  
場所 市民情報交流センター(希中央)  
定員 50人 ※先着順  
演題 名張の古墳  
講師 門田 了三さん  
(市文化財調査員)  
◎聴講無料。申込不要

### 「水道メーター検針員登録者」を募集

園 上下水道部営業室 ☎63-4111

各戸の水道メーターを検針する検針員の希望者を名簿に登録します。  
対象 運転免許証(普通、二輪または原付)を取得している60歳未満の人  
検針日 毎月13日から17日まで ※地区ごとに検針日が決まっています。  
報酬 規定に沿った委託料を支払います。  
申込 履歴書を上下水道部営業室(〒518-0413 下比奈知2820)へ持参または郵送で提出してください。  
※採用する際には、名簿掲載の希望者から面接により決定します。

### 公共下水道受益者負担の賦課対象区域が決定

園 上下水道部経営総務室 ☎63-4114

次の区域を平成23年度の受益者負担金の賦課対象区域と定めました。  
対象区域 平尾、丸之内、中町、柳原町、木屋町、松崎町、朝日町、東町、蔵持町里、蔵持町芝、桔梗が丘西5、の一部

## 高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ



医療と介護の両方のサービスを利用して世帯の負担を軽減します。

園 国民健康保険の加入者…保険年金室 国民健康保険担当 ☎63-7445  
後期高齢者医療制度の加入者…保険年金室 医療助成担当 ☎63-7105  
その他の保険の加入者…ご加入の健康保険担当へ

**対象** 同じ世帯で医療と介護の両方のサービスを受けている人

- ①毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で医療(注)と介護の両方の自己負担がある世帯
  - ②医療と介護の自己負担額を足した金額が自己負担限度額を501円以上超える世帯
- (注) 70歳未満の人の医療の自己負担額は、医療機関ごとに1ヵ月で21,000円以上の自己負担額のみが対象となります。

### 自己負担限度額

下表の金額が、医療と介護の負担を足した自己負担(平成21年8月~平成22年7月に負担した分)の限度額となります。

| 自己負担限度額        | 後期高齢者医療制度<br>+<br>介護保険 | 被用者保険または国保<br>+<br>介護保険 |       |
|----------------|------------------------|-------------------------|-------|
|                |                        | 70~74歳                  | 70歳未満 |
| 現役並み所得者(上位所得者) | 67万円                   | 67万円                    | 126万円 |
| 一般             | 58万円                   | 56万円                    | 67万円  |
| 低所得            | Ⅱ                      | 31万円                    | 34万円  |
|                | Ⅰ                      | 19万円※注                  |       |

※注…低所得Ⅰの所得区分に相当する世帯で、複数の人が介護サービスを利用する場合には、自己負担限度額は31万円となります。

- ◎現役並み所得者…被保険者証(高齢受給者証)の負担割合が「3割」の人
- ◎低所得Ⅱ…住民税非課税世帯の人
- ◎低所得Ⅰ…住民税非課税世帯のうち世帯員全員の所得が一定基準(年収入80万円以下など)の人
- ◎一般は、上記以外の人

**支給額** 自己負担限度額を超えた金額を支給します。

ただし、超えた額が500円以下の場合には支給されません。また、医療保険と介護保険で、どちらかの負担額が0円の場合は、支給はありません。

**申請** 申請は、昨年(平成21年)の7月31日時点に加入していた医療保険者へ。

国保と後期高齢者医療に加入していた人で、対象となる人には通知します。

※通知が届いてから申請してください。1月下旬に通知予定です。

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、申請があつてはじめて、自己負担限度額を超える金額が支給されます。忘れずに申請してください。申請先は、平成22年7月31日(基準日)に加入していた医療保険者となります。

- ①基準日に後期高齢者医療の被保険者 市役所1階保険年金室医療助成担当(3番D窓口)へ
- ②基準日に国民健康保険の被保険者 市役所1階保険年金室国民健康保険担当(3番C窓口)へ
- ③基準日に被用者保険(会社の健康保険・共済組合・協会健保など)の被保険者 ご加入の健康保険担当へ。申請には、市役所1階高齢・障害支援室(5番窓口)で介護保険自己負担額証明書の交付を受けていただく必要があります。詳しくは、各健康保険組合へお問い合わせください。

※基準となる日に、死亡、生活保護受給、海外転居していた場合は、その喪失日にご加入していた健康保険に申請いただくことになります。

申請に必要なもの ▼印鑑 ▼口座番号が分かるもの ▼健康保険証 ※対象期間中(平成21年8月から平成22年7月)に他市町の医療・介護保険や被用者保険に加入していた人は、その保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けて申請をしてください。

**国保と後期高齢者医療の加入者には、申請について通知しますが、次の場合は、通知が届かない場合がありますのでご注意ください。**

- ☆対象期間(平成21年8月から平成22年7月)に
  - ・市町を越える転居をし、加入する保険が変わった人
  - ・他の医療保険(制度)から移られた人
  - ・医療、介護それぞれで複数の加入保険がある人
  - ☆後期高齢者医療制度に加入されている施設入所者で、住所地と介護保険の市町が違う人(介護保険住所地特例者)
- 以上の方は、自己負担限度額一覧表を参考にして、支給の対象となるかどうかご確認ください。